

週一(火・金)定期発行
必要に応じ号外発行

公報

第四十九号

一九六八年

六月十八日

目次	ページ
規 則	
○ 青少年保護育成法施行規則の一部を改正する規則(規則第百十四号・第百十五号)	1
○ 証券取引審議会規則の一部を改正する規則(規則第百十六号)	3
告 示	
○ 畜牛災害共済補助金交付規程(告示第百七十六号)	3
○ 保安林の一部解除について(告示第百七十七号)	5
○ 肥料需要計画について(告示第百七十八号)	6
○ 航路標識の告示について(告示第百七十九号)	6
○ ブロック生産業者の登録について(告示第百八十号・第百八十一号)	8
訓 令	
○ 医師特別手当から控除しないことについて(訓令第二十九号)	8
通産局事項	
○ 免許証の無効について(郵政庁告示第二十五号)	9
厚生局事項	
○ 結核患者等給与金支給基準(厚生局告示第十四号)	9
中央教育委員会事項	
○ 教育職員免許状の授与について(告示第三十九号)	14
公 告	
○ 肥料の登録について	17
○ 外国保険事業者に関する立法による行政処分の聴聞について	17
○ 除権判決	17
正 誤	
○ 初任給、昇給、昇任等の基準の一部を改正する規則中訂正	18

規 則

規則第百十四号

青少年保護育成法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六八年六月十八日

行政主席代理

行政副主席 赤 嶺 義 信

青少年保護育成法施行規則の一部を改正する規則

青少年保護育成法施行規則(一九六五年規則第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

六 前各号に定めるもののほか、行政主席が特に必要と認める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第百十五号

青少年保護育成法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六八年六月十八日

行政主席代理

行政副主席 赤 嶺 義 信

青少年保護育成法施行規則の一部を改正する規則

青少年保護育成法施行規則(一九六五年規則第百七十六号)の一部を次のように改正する。

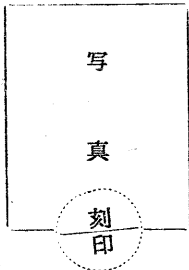
第四号様式を次のように改める。

第4号様式

(表 面)

第 号

立入調査員の証明書



所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

上記の者は、青少年保護育成法第19条の規定による立入調査員であることを証明する。

年 _____ 月 _____ 日 発行

行 政 主 席



(裏 面)

青 少 年 保 護 育 成 法 抄

第19条 行政主席の指定した者は、この立法実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に立入り、調査を行ない、関係人から資料の提供を求め又は関係人に対して質問をすることができる。

2 前項の立入調査、資料の提供の要求又は質問は、必要な最少限度において行なうべきであって、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

3 行政主席の指定した者が第一項の立入調査、資料提供の要求又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係人に提示しなければならない。

注 意

1 この証明書は、その取扱いを慎重にし、紛失又は破損のおそれのないように注意しなければならない。破損し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく行政主席に届け出て、再交付又は書替えを受けなければならない。

2 証明書は、期限の失効、休職、停職、免職、転職および退職の場合は、ただちに発行者に返納するものとする。

備考
この証明書は、縦六センチメートル、横九センチメートルとし、厚紙を用いるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第百十六号

証券取引審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六八年六月十八日

行政主席代理

行政副主席 赤 嶺 義 信

証券取引審議会規則の一部を改正する規則

証券取引審議会規則(一九五八年規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(議事及び議決の方法)

第一条 証券取引審議会(以下「審議会」という。)は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

第三条を第六条とし、第二条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

(招集方法)

第二条 審議会は、会長が招集する。

(議事録)

第三条 審議会の議事の概要は、議事録に記録しなければならない。

2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 日時及び場所
- 二 開会及び閉会の時刻
- 三 出席した委員の氏名
- 四 議題
- 五 審議の概要

六 決議事項

(議事録の承認)

第四条 前項の議事録は、会長及び会議に出席した委員の承認を得て確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第百七十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する立法(一九五七年立法第五十七号)及び同法施行規則(一九五七年規則第百六号)に基づき、並びに同法を実施するため、畜牛災害共済補助金交付規程を次のように定める。

一九六八年六月十八日

行政主席代理

行政副主席 赤 嶺 義 信

畜牛災害共済補助金交付規程

第一条 畜牛の不慮の事故によって受ける損失の補填を図るため、行政主席が適当と認める市町村又は団体(共済組合)が行なう畜牛の災害共済事業(以下「共済事業」という。)の経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する立法(一九五七年立法第五十七号。以下「法」という。)同法施行規則(一九五七年規則第百六号。以下「規則」という。)並びにこの規程に定めるところによる。

第二条 この規程における「畜牛」とは、肉用牛、乳用牛で、出生後第五月の月の末日を経過し、共済事業の対象となる牛をいう。

2 この規程における「不慮の事故」とは、次に掲げる場合の事故をいう。

- 一 風水害、火災及び海難等により死亡し、又は行方不明になり一ヶ月以上生死が不明な場合
- 二 切迫と殺の場合
- 三 疾病により死亡した場合(家畜伝染病予防法(一九五二年立法第四十九号)等によって補償される場合を除く。)
- 四 その他不慮の事故と認められる場合

第三条 補助の対象となる共済組合が行なう共済金額は、加入時における畜牛の評価額の八十パーセント以内とする。

第四条 共済組合が行なう共済掛金率は、加入時における畜牛の評価額の八パーセント以上とし、共済の有効期限は、一ケ年とする。

第五条 第一条の共済事業の経費とは、第三条の共済金額をいう。ただし、肉、皮等の残存価額を有する場合は、第三条の共済金額とする。

第六条 前条の経費に対する補助率は、五十パーセント以内とする。

第七条 補助金の交付を受けようとする者は、法第五条及び規則第三条の規定に基づき申請書(第一号様式)並びに第十条に掲げる添付書類を行政主席に提出しなければならない。

第八条 前条の申請書及び添付書類の提出時期は、前年度の五月一日から当該年度の四月三十日までのものをまとめて当該年度の五月十五日までに提出するものとする。ただし、農林局長が特に必要があると認めるときは、その時期を変更することができる。

第九条 規則第三条第三項の規定による申請書に記載すべき事項のうち省略することのできるものは、規則第三条第二項の一号から五号までに定めるものとする。

第十条 規則第三条第二項第六号による申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- 一 畜牛災害共済規程
 - 二 畜牛災害共済加入者名簿(第二号様式)
 - 三 獣医師の診断書若しくは検案書(獣医師のいない市町村にあっては市町村長の証明書)
 - 四 切迫と殺等のために、残存価格を有する場合は、残存物買受証(第三号様式)
 - 五 行方不明の場合は、警察の証明書
- 第十一条 法第十四条の実績報告は、第四号様式により、事故畜牛交付調書(第五号様式)を添付して、六月十五日までに行政主席に提出するものとする。
- 第十二条 この規程により提出すべき書類は、所在地の市町村長、地方庁管轄地域にあっては、当該地方庁を経由しなければならない。

附 則
1 この規程は、一九六八年七月一日から施行する。

2 畜牛災害共済補助金交付要綱(一九五八年経済局告示第七号)は、廃止する。

第一号様式

行政主席殿
市町村又は団体名
市町村長 氏名
又は代表者 氏名
年 月 日

畜牛災害共済補助金交付申請書

畜牛の事故による損失を補填する目的で共済事業を下記のとおり実施したから補助金を交付されたいと関係書類を添えて申請します。

記

1 事故内容

品種名	姓	年令	加入時評価額	切迫と殺による所得額	予定共済額	予定共済金	申請補助額	畜主の住所氏名

第二号様式

畜牛災害共済加入者名簿

氏名	住 所	飼 育 場 所	加入頭数

第3号様式

年 月 日
 売渡人 殿
 買受人住所 氏名
 氏名

残存物買受証

下記のとおり買受けた事を証明します。

記

品名	重量	単価	金額	売買期日	備考

第4号様式

年 月 日
 行政主席 殿
 市町村又は団体名
 市町村長 氏名
 又は代表者 氏名

年度畜牛災害共済事業成績報告書
 畜牛災害共済補助金交付規程第11条に基づき、年度分の事業成績を下記のとおり報告します。

記

指令番号	指令年月日	補助金交付額	共済額		畜主住所氏名
			相互共済額	合計	

第5号様式

年 月 日
 行政主席 殿
 市町村又は団体名
 市町村長 氏名
 又は代表者 氏名

事故畜牛補助金交付調書

畜牛災害共済補助金交付規程第11条に基づき、下記のとおり報告します。

記

品名	種名	性別	年齢	事故の区分	加入時評価額	共済率	共済額	政府補助金	畜主住所氏名

告示第百七十七号

森林法(一九五三年立法第四十六号)第三十一条第二項の規定により、次のとおり保安林の一部を解除する。
 一九六八年六月十八日

行政主席代理 赤 嶺 義 信
 行政副主席 赤 嶺 義 信
 保安林解除面積及び所有者

市町村大字	地番	全 面 積		要解除実測又は見込	所有者住所氏名	備考
		台帳	実測又は見込面積			
東村川田	九一〇	二二二〇	二二二〇	六二〇	字川田	夕書防備林
〃	〃	九一一	四九二	四九二	〃	〃
〃	〃	九一二	三五〇	三五〇	〃	〃
〃	〃	九一三	六〇二	六〇二	一八八	〃

計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	九一六	九一五	三二四	三二四	一三八	〃	〃	〃
	一、一五八	四七五	四七五	四七五	二五〇	〃	〃	〃
	三、六三二	三、六三二	一、〇四三	一、〇四三	〃	〃	〃	〃

告示第百七十八号

肥料需給安定法(一九五八年立法第九十号)第七条第一項の規定に基づき、一九六九年肥料需給計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

一九六八年六月十八日

記

- 一 前年度からの繰越数量 五、四〇〇トン
- 二 輸入見込数量 一一五、五〇〇トン
- 三 消費見込数量 一一〇、〇〇〇トン
- 四 需給調整用としての保留数量 〇 トン
- 五 翌年度への繰越数量 一〇、九〇〇トン

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告示第百七十九号

船路標識法(一九六一年立法第十二号)第六条の規定により次のとおり告示する。

一九六八年六月十八日

行政主席代理 赤 嶺 義 信
行政副主席

新設

名称及種類	位 置	構 造	燈 高	燈 質	光 度	光 達 距離	初点年月日	記 事
平良港第二号浮標(燈浮標)	北緯 二四度五二分二一秒 東経 一二五度一四分五九秒	円筒形上部やぐら形鉄造	三・七メートル	紅光四秒一閃光	六〇燭光	六裡	一九六八年五月	太陽電池式
平良港第三号浮標(燈浮標)	北緯 二四度五〇分三一秒 東経 一二五度一五分四二秒	円筒形上部やぐら形鉄造	三・七メートル	綠光四秒一閃光				

記事	光達距離	光度	燈質	燈高	構造	新位置	旧位置	名称及種類	移設	記事	初点年月日	光達距離	光度

平良港浮標

名称種類	位置		塗色	構造	記事
	北緯	東経			
平良港中央浮標	狩俣△ (14) からの方位236° 24° 52' 37"	約3.6km 125° 14' 10"	黒 白線	円筒形鉄造	撤去した
第1号浮標	島尻△ (31) からの方位249° 24° 51' 19"	約3.8km 125° 14' 54"	黒	円筒形鉄造	"
第2号浮標	佐良浜△ (42) からの方位66° 24° 51' 18"	約3.8km 125° 14' 45"	紅	円錐形鉄造	"
第3号浮標	島尻△ (31) からの方位218° 24° 50' 32"	約3.6km 125° 15' 43"	黒	円筒形鉄造	"
第4号浮標	24° 50' 09"	125° 15' 49"	紅	円錐形鉄造	現位置
第5号浮標	24° 50' 19"	125° 15' 53"	黒	円筒形鉄造	"
第6号浮標	24° 50' 03"	125° 15' 57"	紅	円錐形鉄造	"
第7号浮標	下崎からの方位286° 24° 50' 07"	約1.1km 125° 16' 00"	黒	円筒形鉄造	撤去した
第8号浮標	24° 49' 17"	125° 16' 04"	紅	円錐形鉄造	現位置
第9号浮標	24° 49' 01"	125° 16' 29"	黒	円筒形鉄造	"
第10号浮標	24° 49' 05"	125° 16' 22"	紅	円錐形鉄造	"
第12号浮標	24° 48' 44"	125° 16' 30"	"	"	新設した

告示第百八十号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
 建築用ブロック生産業者の変更登録を次のとおり告示する。
 一九六八年六月十八日

行政主席代理 赤 嶺 義 信
 行政副主席 赤 嶺 義 信

- 一 生産業者の氏名 村山 盛考
- 二 生産業者の住所 嘉手納村字屋良一三〇
- 三 事業場の名称 村山ブロック工場
- 四 事業場の所在地 嘉手納村字屋良一三〇
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

(旧)		(新)	
名称	型式	名称	型式
伊都式	五式	光洋式	三八〇式
	七〇〇個		七〇〇個
	台数		台数
	計一台		計一台
	備考		備考

告示第百八十一号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
 建築用ブロック生産業者の変更登録を次のとおり告示する。
 一九六八年六月十八日

行政主席代理 赤 嶺 義 信
 行政副主席 赤 嶺 義 信

- 一 生産業者の氏名 仲宗根 盛繁
- 二 生産業者の住所 読谷村字長浜一八三三
- 三 事業場の名称 仲宗根ブロック工場

- 四 事業場の所在地 読谷村字長浜一八三三
- 五 ブロック成形機的能力又は台数

(旧)		(新)	
名称	型式	名称	型式
光洋式	一六式	光洋式	三八〇式
	七〇〇個		七〇〇個
	台数		台数
	計一台		計一台
	備考		備考

訓令第二十九号

医師特別手当、夜間及び休日勤務手当支給規則(一九六〇年規則第八十号)第四条第二項の規定に基づき、医師特別手当から控除しないことについて、次のように定め、一九六七年七月一日から適用する。
 一九六八年六月十八日

行政主席代理 赤 嶺 義 信
 行政副主席 赤 嶺 義 信

医師特別手当から控除しないことについて

次の期間については、医師特別手当から控除しないものとする。

- 一 公務員法第六十六条又は第六十七条の規定に基づき、年次休暇又は病気休暇を行使して休む期間。ただし、月の初日から末日までの全勤務日数を休む場合を除く。
- 二 公務上負傷し、又は失病にかかり、公務員法第三十五条第三項第一号に該当して休職にされた期間
- 三 職員の職務に専念する義務の特例第二号各号(第十七号を除く。)により職務に専念する義務を免除された期間。ただし、第十一号関係については三十日を超えない期間

四 職員の保健及び安全管理に関する規則第十七条第二項及び第四項の規定により職務を免除された期間。ただし、分べんについては三十日をこえない期間。

通産局事項

郵政庁告示第二十五号

無線従事者免許証の無効について

次の免許証は、亡失により下記の日から無効とした。

一九六八年六月十八日

郵政庁長 佐久本 嗣 善

資格	免許証番号	氏名	無効年月日
第二級無線通信士	KC二二三	中村 恭明	一九六八年六月三日

厚生局事項

厚生局告示第十四号

本土送り出し患者等の医療等に関する実施要綱（一九六八年告示第六十五号）第四条第五に基づき結核患者等給与金支給基準を次のとおり定め、一九六八年四月一日から適用する。

一九六八年六月十八日

厚生局長 儀 間 文 彰

結核患者等給与金支給基準

一 結核患者等の給与金は次のとおりとする。

1 入所に要する費用

- (イ) 沖縄の結核患者等を「了解事項」に基づき本土の療養所へ入所させるために要する費用で、別表(一)に定める基準額とする。
- (ロ) 船賃については、患者送り出しの際、現に要した経路により計算した額とし、まとめて船舶会社に支払うものとする。
- (ハ) 鉄道賃、車賃、宿泊料、食事代、雑費については、現に要した費用を基準の範囲内において、まとめて支払うものとする。
- (ニ) 支度金については、患者を送り出す前に、それぞれ支払うものとする。

る。

2 退所に要する費用

(イ) 退所に要する費用は、結核患者等が療養所等を退所帰沖する者に対し次の基準により支給する。

(ロ) 前項の費用は、別表(二)に定める額とする。

(ハ) 那覇到着後に要する経費については個人負担とする。

(ニ) 前記(ロ)以外の経費で緊急やむを得ない理由により、特に要した経費については、厚生局長が認めた場合に限り、その金額又は一部を支給することができる。

(ホ) 前号の経費を請求しようとするものは、詳細な状況報告書に、それを証明する書類（領収証等）を添えて、厚生局長に提出するものとする。

(ヘ) 次の場合は退所に要する費用は支給しない。

(1) 個人別理由により退所する者（一時帰省を含む）

(2) 療養所等の諸規程を守らず、強制退所させられ、又は無断で退所した者

(3) 治癒又は軽快退所したものであっても帰沖しないもの。

3 日用品費

(イ) 日用品費は、結核患者等の療養所等における療養期間中支給する。

(ロ) 日用品費の額は月額\$八・六九五（日円三、一三〇円）とする。

(ハ) 月の中途において、入退所がある場合は一月を三〇日として日割計算により支給する。

4 期末一時扶助費

(イ) 期末一時扶助費は、十二月十日に現に療養所等において療養中の者に対し支給する。

(ロ) 前項の期末一時扶助費の額は、年額\$四・二五五（日円一、五三二円）とする。

5 被服扶助費

(イ) 被服扶助費は沖縄から本土の療養所等へ入所した結核患者等に対し、本土の療養所等へ入所した時に支給する。

(ロ) 被服扶助費は年に一回十月に支給する。ただし入所時に支給を受けた者に対してはその年分の費用は支給しない。

(ハ) 被服扶助費の額は、年額\$四・一七（日円一、五〇〇円）とする。

6 後保護施設入所費

(イ) 後保護施設入所費は、「了解事項」に基づく結核患者で本土の療養所等で入所している者であつて、自ら更生施設に入所を希望し、更生施設の長が入所させることを必要と認められた者に対し、療養所等から更生施設に入所する者に支給する。

(ロ) 前項の額は、療養所から最寄の駅までの車賃六〇仙(日円二一六円)と鉄道賃二等実費を加算した額とする。ただし養台券を必要とするときはそれを含むものとする。

二 療養所転出入時の費用

「沖繩結核患者等の本土への受入れに伴う診療費の請求及び支払いに関する取扱要領」第二号により、一時的に他の療養所等へ治療をさせた場合は、療養所から最寄の駅までの車賃六〇仙(日円二一六円)と鉄道賃二等実費を加算した額を支給する。

三 鉄道賃については最も経済的な通常の経路及び方法により計算したものであつて、特急車が運行しているところは、特急車とし、その他についてはそれぞれの車輛の運行にしがたい急行又は普通料金を支給する。

四 この基準による支払等に要する諸様式は別紙のとおりとする。

別表(一) 結核患者本土送り出し費用

区 分	船 賃	鉄 道 賃	車 賃	宿 泊 料	支 度 金	食 事 代	雑 費	1人当金額
晴 嵐 荘	40.80	6.22	1.00	6.80	10.00	0.50	1.00	66.32
東 京	40.80	0	1.00	0	10.00	0.50	1.00	53.30
村 山	40.80	0	1.00	0	10.00	0.50	1.00	53.30
神 奈 川	40.80	0.56	1.00	0	10.00	0.50	1.00	53.86
天 竜 荘	40.80	9.69	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	70.29
中 部	40.80	12.94	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	73.54
延 寿 兵 園	22.35	21.00	1.00	6.80	10.00	1.50	1.00	63.65
千 石 荘	22.35	21.36	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	63.51
春 霞 園	22.35	21.50	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	63.65
岡 山	22.35	18.65	1.00	6.80	10.00	1.00	1.00	60.80
福 岡	22.35	11.52	1.00	0	10.00	1.00	1.00	46.87
鹿 児 島	22.35	0.78	1.00	0	10.00	0.50	1.00	35.63
長 島 愛 生 園	30.95	0	0	0	10.00	0	0	40.95

註 1 鉄道賃について
国鉄料金の改正があつたときは、改正された料金に基づき運賃とする。

2 船賃について
船船会社の料金改正があつたときは、改正された料金に基づき一等運賃とする。

別表(二) 結核患者の退所帰沖に要する経費の支給基準

施設 区分	鹿児島	福岡	岡山	春霞園	延寿浜	中部	天竜荘	千石荘	東京村	山	神奈川	晴嵐荘	長島 愛生園
療養所から最寄の駅までの車賃	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
出港地までの鉄道賃 (急行料金を含む)	0.78	5.61	3.25	1.03	3.86	4.75	5.08	3.00	0	0	0.72	2.00	3.14
駅から宿泊所までの車賃	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
船待その他宿泊	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80	6.80
船賃	22.35	22.35	30.95	30.95	30.95	30.95	30.95	30.95	40.80	40.80	40.80	40.80	30.95
車中の食事代	0.50	1.00	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	1.00	1.00	1.00	1.00	0.50
荷物のチツキその他の雑費	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
通信費	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
宿泊所から港までの車賃	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
計	35.58	37.91	43.65	41.43	44.26	45.15	45.48	43.40	50.75	50.75	51.47	52.75	43.54

鹿児島港 神戸港 東京港 神戸港

注 船賃について

船舶会社の料金改正があったときは、改正された料金に基づき一等運賃を支給する。

鉄道賃について

国鉄料金の改正があったときは、改正料金に基づく特急二等運賃を支給する。(運賃の計算は基準四号により計算する。)

患者番号	患者氏名	印	患者番号	患者氏名	印

第1号様式
委任状
私儀 を代理人と定め次の権限の委任する。
1 結核患者等給与金の請求及び領収に関する一切の件
昭和 年 月 日
資金前渡官吏
琉球政府東京事務所長 殿

第2号様式

退 所 費 用 請 求 書
昭和 年 月 日
琉球政府厚生局長 殿

〒

患者又はその委任を受けた者

上記金額は、下記に示す内訳書の退所に要する費用としてここに、これを請求する。

患者番号	退所者名	住 所	退所月日	金 額	移 転 の 理 由

昭和 年 月 日
上記の役務は、検査の上確実に受領いたしました。

受領者 _____
局 課 名 _____

昭和 年 月 日
上記の役務代は正に受領いたしました。
代金受領者 _____

㊦

第3号様式

日 用 品 費 等 請 求 書 (月分)
昭和 年 月 日
琉球政府厚生局長 殿

〒

患者又はその委任を受けた者

上記金額は別紙内訳書の費用として請求する。

昭和 年 月 日
上記の物品代は、検査の上確実に受領いたしました。
受領者 _____
局 課 名 _____

㊦

昭和 年 月 日
上記の物品代は確に受領いたしました。
代金受領者 _____

㊦

日用品費等内訳書

第4号様式

患者番号	患者氏名	住 所	日用品費	被服扶助費	期末一時扶助費	合 計	備 考

- 注： 1 備考には移動月日と日用品費の日割計算の算定基礎を記入のこと。
 2 横欄の合計については期末一時扶助費、被服扶助費等の給付のある場合のみ記入する。

第5号様式

患者移動報告書

施設名 月分

患者番号	患者氏名	性別	年齢	収容年月日	移動年月日	移動理由

注： 患者番号は療養所ごとの一連番号とする。

第6号様式

昭和 年 月 日

東京事務所長 殿

氏名 年 月 日生

帰沖に要する経費の交付申請について

私は、本土政府の対琉援助の一環として 病院において療養中の者であります。月 日に退院 所し帰沖しますので、退院に要する費用を交付して下さい。よろしく誓約書を添えて申請いたします。

第7号様式

誓 約 書

私は、別紙請求書のとおり、帰沖に要する経費交付を受けた以上は、早速帰沖します。

帰沖しない場合は、支給された金額を返納します。

年 月 日

患者氏名

東京事務所長 殿

第8号様式

誓 約 書

私は、本土政府の対琉援助の一環として の保証人ですが、
に於いて療養中の 保証人でありませんが
琉球政府に返納すべき金額を返納しない場合は、私が責任をもって納入します。

196 年 月 日

(保証人) 住 所

氏 名

連絡先

東京事務所長 殿

中央教育委員会事項

中央教育委員会告示第三十九号

教育職員免許法(一九五八年立法第九十七号) 第五条及び第六条等並びに教育職員免許法施行法(一九五八年立法第九十八号) 第二条の規定により左記の者に教育職員免許状を授与したので、教育職員免許法第八条第一項の規定により告示する。

一九六八年六月十八日

中央教育委員会

記

免許番号	免許種類	教科名	氏名	本籍地	授年月日	根拠規定
第40号	幼二普		安里米子	中頭郡勝連村字津堅1341	1968年4月15日	免許法第十八条
第41号	〃		比嘉幸子	国頭郡宜野座村字松田2935	〃	〃
第42号	〃		宮平明子	那覇市字大道171	〃	〃
第43号	〃		小波津幸子	那覇市西本町3丁目8	〃	〃
第44号	〃		当間弘子	島尻郡与那原町字与那原307	〃	〃
第45号	〃		伊波エミ子	宜野湾市字我如古58	〃	〃
第74号	小二普		比嘉光子	中頭郡読谷村字座喜味529	〃	〃
第75号	〃		比嘉英子	国頭郡屋部村字屋部534	〃	〃
第76号	〃		比嘉祥恵	中頭郡読谷村字楚辺238	〃	〃
第77号	〃		兼浜京子	島尻郡佐敷村字新里734	〃	〃 第五条別表一
第155号	小一普		仲原安子	宮古郡下地町字上地544の1	〃	免許法第六条別表四
第160号	中二普	音楽	石川勝子	那覇市牧志町1丁目227	〃	免許法第十八条
第161号	〃	音楽	宮城桂子	東風平村字世名城708	〃	〃
第162号	〃	国語	天久栄子	宜野湾市字宇地泊56	〃	〃
第163号	〃	英語	与那覇武	宮古郡下地町字与那覇18	〃	〃 第五条別表一
第164号	〃	音楽	山城良江	国頭郡国頭村字奥間147	〃	〃 第十八条
第165号	〃	保健体育	嘉陽広子	中頭郡具志川村字川田119	〃	〃
第166号	〃	職業	島袋文栄	中頭郡北谷村字伊平209	〃	〃
第167号	〃	保健	宮里明子	那覇市山下町2丁目18	〃	〃
第168号	〃	保健	伊舎堂和	宮古郡下地町字上地503	〃	〃
第169号	〃	保健体育	宮城健一	中頭郡浦添村字城間688	〃	〃 第六条別表五
第358号	中一普	社会	桃原惟子	那覇市首里当蔵町1丁目13	〃	免許法第十八条
第359号	〃	英語	半嶺当純	石垣市字宮良211	〃	〃
第360号	〃	英語	米須清吉	中頭郡中城村字北上原699	〃	〃
第361号	〃	数学	神山正夫	中頭郡具志川村字喜武71	〃	〃
第362号	〃	社会	岸本正治	国頭郡屋部村字字茂佐262	〃	〃
第363号	〃	国語	渡久地和子	国頭郡本部町字渡久地133	〃	〃
第364号	〃	数学	長嶺陽子	那覇市字大嶺302	〃	〃
第365号	〃	理科	比嘉健俊	中頭郡嘉手納村字東144	〃	〃
第366号	〃	社会	新城慶子	国頭郡羽地村字古我地740	〃	〃
第367号	〃	社会	島袋文栄	中頭郡北谷村字伊平209	〃	〃
第368号	〃	社会	上地久美	中頭郡与那城村字桃原335	〃	〃
第369号	〃	保健体育	知念栄保	宜野湾市字宜野湾748	〃	〃
第370号	〃	職業	我謝勝行	中頭郡勝連村字比嘉17	〃	〃
第371号	〃	社会	知花利子	国頭郡国頭村字辺土名963	〃	〃

第 372号	〃	社 会	瀬名波 栄 吉	国頭郡久志村字三原460	〃	〃 第六条別表五
第 373号	〃	英 語	島 仲 義 郎	八重山郡竹富町字竹富642	〃	〃 第六条別表四
第 374号	〃	社 会	仲 島 弘 裕	八重山郡与那国町字与那国216	〃	〃 〃
第 449号	高二普	数 学	長 嶺 陽 子	那覇市字大道302	〃	免許法第十八条
第 450号	〃	工 業	伊 江 朝 睦	那覇市字古波蔵214	〃	〃
第 451号	〃	国 語	渡久地 和 子	国頭郡本部町字渡久地133	〃	〃
第 452号	〃	社 会	源 河 朝 良	コザ市字安慶田242	〃	〃
第 453号	〃	社 会	岸 本 正 治	国頭郡屋部村字字茂佐262	〃	〃
第 454号	〃	工 業	那 根 克	八重山郡竹富町字西表497	〃	〃
第 455号	〃	数 学	神 山 正 夫	中頭郡具志川村字喜武71	〃	〃
第 456号	〃	工 業	上 間 恒 義	国頭郡本部町字瀬底1558	〃	〃
第 457号	〃	英 語	米 須 清 吉	中頭郡中城村字北上原699	〃	〃
第 458号	〃	英 語	半 嶺 当 純	石垣市字官良211	〃	〃
第 459号	〃	社 会	桃 原 惟 子	那覇市首里当蔵町1丁目13	〃	〃
第 460号	〃	工 業	比 嘉 明	中頭郡読谷村字楚辺362	〃	〃
第 461号	〃	工 業	久保田 忠 雄	島尻郡玉城村字富里87	〃	〃
第 462号	〃	商 業	我 謝 勝 行	中頭郡勝連村字比嘉17	〃	〃
第 463号	〃	商 業	菊 地 美 枝子	東京都八丈島八丈町字大賀郷無番地	〃	〃
第 464号	〃	農 業	又 吉 成	那覇市若狭町2の49	〃	第五条別表一
第 465号	〃	保健体育	知 念 栄 保	宜野湾市字宜野湾748	〃	第十八条
第 466号	〃	社 会	上 地 久 美	中頭郡与那城村字桃原335	〃	〃
第 467号	〃	社 会	島 袋 文 栄	中頭郡北谷村字伊平209	〃	〃
第 468号	〃	商 業	新 城 慶 子	国頭郡羽地村字古我知740	〃	〃
第 469号	〃	社 会	比 嘉 健 俊	中頭郡嘉手納村字東144	〃	〃
第 470号	〃	社 会	知 花 利 子	国頭郡国頭村字辺土名963	〃	〃
第 471号	〃	商 業	当 山 幸 男	国頭郡恩納村字安富祖20	〃	第五条別表一
第 3号	校長二普		瀬名波 栄 吉	国頭郡久志村字三原460	〃	免許法第六条別表八
第 3号	教育長二		辺土名 朝 宏	島尻郡与那原町字与那原257	〃	施行法第二条
第 3号	指主事二		瀬名波 栄 吉	国頭郡久志村字三原460	〃	免許法第六条別表八
第 27号	養老学教二		知 花 利 子	国頭郡国頭村字辺土名963	〃	免許法第十八条
第 6号	養老教二普		伊舎堂 和	宮古郡下地町字上地508	〃	〃
第 7号	〃		官 里 明 子	那覇市山下町2丁目18	〃	〃
第 13号	養教一普		砂 川 加寿子	宮古郡城辺町字保良545	〃	免許法第五条別表二
第 14号	〃		比 嘉 るり子	国頭郡上本部村字北里1243	〃	〃
第 48号	小二普		下 地 弘 子	平良市字下里935	1961年3月31日	免許法第十五条
第 139号	小一普		平 良 久 子	国頭郡国頭村字謝敷217	1962. 3. 31	〃
第 123号	中一普	家 庭	〃	〃	〃	〃
第 22号	幼二普		喜 瀬 常 子	那覇市松山町2丁目101	1963. 9. 30	〃
第 6号	幼二普		東 江 百合子	那覇市真嘉比158	1964. 3. 17	〃
第 110号	小二普		〃	〃	〃	〃
第 148号	中一普	社 会	高江州 悦 子	中頭郡美里村字泡瀬262	1965. 3. 31	〃
第 159号	高二普	〃	〃	〃	〃	〃
第 21号	小一普		真榮平 弘 子	那覇市首里平良町1丁目121	1966. 3. 31	〃

公 告

肥料取締法（一九五二年立法第四十八号）第六條の規定に基づき次のとおり肥料の登録をしないで同法第十三條の規定により公告する。

一九六八年六月十八日

行政主席代理

行政副主席 赤 嶺 義 信

一 登録番号 生第二九三号

二 肥料の名称 **RF** パインB号

三 保証成分量 アンモニア性窒素 一二、〇%
枸溶性燐酸 六、〇%
水溶性加里 一二、〇%

四 生産業者の住所 豊見城村字根差部七一〇番地
琉球肥料株式会社
社長 仲田 睦 男

一 登録番号 生第二九四号

二 肥料の名称 **RF** パインC号

三 保証成分量 アンモニア性窒素 一二、〇%
枸溶性燐酸 三、〇%
水溶性加里 一〇、〇%

四 生産業者の住所 豊見城村字根差部七一〇番地
琉球肥料株式会社
社長 仲田 睦 男

外国保険事業者に関する立法第二三條の規定による行政処分について、同法同条にて準用する保険業法第十二條に基づく公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六八年六月十八日

行政主席代理

行政副主席 赤 嶺 義 信

一日 時 一九六八年七月五日（金）午後一後三十分開始

二 場所 那覇市美栄橋一の二
通産局金融検査庁

三 被聴聞者の住所氏名

浦添村字牧港五〇番地 南海土木ビルザニューシランド・インシュアランス
カンパニーリミテッド

一九六七年治（第一八号）

除 権 判 決

住 所 那覇市字与儀一九六番地
申立人 宮 城 靖

別紙表示の小切手につき、申立人の申立によって公示催告をしたところ、一九六八年六月一三日午前一〇時の期日までに権利を届け出で、かつ右小切手を提出する者がなかったので申立人の申立に基づいて右小切手の無効を宣言する。

一九六八年六月一三日

那覇簡易裁判所

裁判官 富 山 大 吉

目 録

一 琉球政府振出小切手 一枚

額面金額 四百弗

小切手番号 八〇七五号

発行年月日 一九六七年七月七日

振 出 人 琉球政府主任支出官

並 里 晃 昌

一九六七年治（第一七号）

除 権 判 決

住 所 那覇市字与儀一九六番地
申立人 普 天 間 弘

別紙表示の小切手につき、申立人の申立によって公示催告をしたところ、一九六八年六月一三日午前一〇時の期日までに権利を届け出で、かつ右小切手を提出する者がなかったので申立人の申立に基づいて右小切手の無効を宣言する。

一九六八年六月一三日

那覇簡易裁判所

裁判官 富山 大吉

目録

一 琉球政府振出小切手 一枚

額面金額 四百円

小切手番号 八〇七四号

発行年月日 一九六七年七月七日

振出人 琉球政府主任支出官

並 里晃昌

一九六七年(第一六号)

除権判決

那覇市西新町三丁目三番地

申立人 有村倉庫株式会社

代表取締役 有村 喬

別紙表示の小切手につき、申立人の申立によって公示催告をしたところ、一九六八年六月一三日午前一〇時の期日までに権利を届け出で、かつ右小切手を提出する者がなかったので、申立人の申立に基づいて、右小切手の無効を宣言する。

一九六八年六月一三日

那覇簡易裁判所

裁判官 富山 大吉

目録

一 合資会社安木屋百貨店

小切手の枚数 壹枚

小切手の記号及番号 M-4 No. 014387

小切手の金額 金壹百貳拾五円六拾六仙也

発行年月日 一九六七年九月参拾日

小切手の発行者 合資会社 安木屋百貨店

代表社員 安仁屋 雅一

一 たかし商店

小切手の枚数 壹枚

小切手の記号及番号

No. 22 No. 11439

小切手の金額 金壹百拾貳円参拾八仙也

発行年月日 一九六七年九月参拾日

小切手の発行者 たかし商店 玉城 隆

一 大村政忠

小切手の枚数 壹枚

小切手の記号及番号 85 No. 063341

小切手の金額 金参拾五拾参仙也

発行年月日 一九六七年九月参拾日

小切手の発行者 大村 政忠

一 株式会社全通

小切手の枚数 壹枚

小切手の記号及番号 P-55 No. 25347

小切手の金額 金七円四仙也

発行年月日 一九六七年九月参拾日

小切手の発行者 株式会社全通

一 沖繩アサヒ合資会社

小切手の枚数 壹枚

小切手の記号及番号 185

小切手の金額 金拾七円貳拾五仙也

発行年月日 一九六七年九月参拾日

小切手の発行者 沖繩アサヒ合資会社

代表者 野原 朝康

正誤

一九六八年五月二十九日付公報号外第四十三号 登載「初任給、昇給、昇任等の基準の一部を改正する規則(人事委員会規則第十一号)」中次のとおり誤り。

5	頁	段	行	誤	正
	下		8	公安職関係給料表(一)	公安職関係給料表(二)